

NEXUS

2017
No.669

9



CONTENTS

- 01 ●Opinion
「東北経済産業局長 就任のご挨拶」
東北経済産業局 局長 相楽 希美 氏
- 02~11 ●主要記事
- 02 第18次グループ補助金採択結果公表
- 03 被災組合等販路開拓支援事業採択結果公表
取引力強化推進事業採択結果公表
- 04~05 平成29年度官公需契約の基本方針の概要、
岩手県の官公需適格組合の紹介
- 06~07 改正育児・介護休業法が施行(平成29年10月1日施行)
障害者の法定雇用率の引き上げ(平成30年4月1日施行)
- 08~09 岩手県の最低賃金が改訂されます
労働保険の申請は、カンタン、便利な電子申請で
- 10 いわてキラリ企業合同就職説明会
多様な人材確保採用対策定着向上セミナー
- 11 先進組合事例の紹介「静岡県環境整備事業協同組合」
- 12 ものづくり補助金認定経営革新等支援機関情報連絡会議
組合実施事業
- 13 ●関係機関からのお知らせ・会員動向
協同組合江釣子ショッピングセンター
盛岡駅前商店街振興組合
健康経営支援プログラム(盛岡商工会議所)
- 14~15 ●岩手県内中小企業概況(7月)
- 16 ●中央会Information
平成29年度新春中央会組合トップセミナー開催のご案内、
平成29年度中小企業組合士試験のご案内

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>



「就任のご挨拶」

東北経済産業局長 相樂 希美



岩手県中小企業団体中央会並びに会員の皆様方におかれましては、中小企業等協同組合法に基づく専門機関として、組合の育成・指導といった組合の運営基盤強化に向けた支援や、ものづくり補助事業をはじめとする中小企業施策の推進に対し御理解、御協力を頂き厚く御礼を申し上げます。

平成29年7月の人事異動で東北経済産業局長に着任致しました。これまでは、通商政策、科学技術政策、安全保障政策等の分野に携わり、震災の後となりますが、国家資源備蓄関連分野の業務で岩手県久慈市の国家石油備蓄基地にも足を運ばせていただいております。

また、プライベートでも旅行でよく東北地方を訪れておりました。

さて、震災の発生から6年半という月日が経過致しましたが、復旧・復興は着実に進展しております。東北経済産業局といたしましても、被災地域の震災からの復旧・復興の取組を第一にすえ、ものづくり・情報技術を活かした産業の高度化、世界をも惹きつける地域資源の戦略的活用、企業やひとの活躍を支える環境づくり、安定的なエネルギー環境基盤の確立を柱に、東北地域の持続的な発展を目指し、広範な施策の展開、事業の執行に取り組んでまいります。

加えて、昨今の少子高齢化による労働力人口の減少、中小企業・小規模事業者における人手不足の現状等を背景に、働く人の視点に立ち、企業文化、ライフスタイル、働き方の抜本的な変革を目指す「働き方改革」について、厚労省と中企庁において合同検討会を立ち上げ、法規制を含む「働き方改革」に中小企業・小規模事業者が対応できるよう、今後の支援策や、周知・相談等に関して検討しているところです。

「働き方改革」は「魅力ある職場づくり」の実現により中小企業・小規模事業者の人手不足の解消のチャンスともなるもので、経済産業省と致しましても、鋭意、取り組んでおります。

最後となりますが、岩手県を含め、東北地方は、歴史、文化、自然が豊かで、人材にも恵まれ、また、過去から現在にも繋がっている技術や工芸品などにも優れており、経済の活性化に必要な要素が全て揃っています。

多くの方々から様々なお話を伺いながら、今まで以上に東北地方を深く知ることで、より活発な地域振興につなげてまいりたいと思っております。

引き続き、経済産業施策につきまして、皆様方のご理解、ご協力をよろしくお願い致します。



第18次グループ補助金 採択結果公表される

岩手県では、東日本大震災津波により被災した本県中小企業者等が一体となって進める施設・設備の復旧・整備を支援する補助事業（グループ補助金）を実施しており、補助金申請に必要となる中小企業等グループによる「復興事業計画」の認定について、先に第18次公募を行った（公募期間：平成29年4月28日から6月16日）。県の計画審査会の審査を踏まえ認定したグループについて、国の事業採択が決定され、8月31日に発表された。

本会では、震災からの確実な復興・再建に向け、岩手県経営支援課と連携・協力を図りながら、沿岸各地において震災対応移動中央会を開催し、グループ補助金制度の説明、申請希望者の個別相談等に対応している。また、グループ補助金申請には、地域や事業者の課題解決を図るグループ共同事業の計画認定が必要となるが、本会では、その共同事業計画策定について支援している。今回の第18次公募に採択されたグループは下表の通りであり、そのうち下線を引いたグループは、本会の支援により採択を受けたグループである。

採択グループ名	グループ代表者名・構成員数	代表者所在地
<u>岩手県大槌町事業再生グループ・はまぎく会</u>	K-SURF	大槌町
<u>大槌町住宅建築グループ</u>	藤原木工所	大槌町
大槌町中心市街地復興商業グループ	美容室ラブ 等4者	大槌町
大沢の海よ 光れグループ	佐勇商店、福良商店	山田町
<u>新生やまだ商店街グループ（注）</u>	藤七屋 等4者	山田町
やまだうみねこ商店街グループ	阿部運動具店 等6者	山田町
気仙地区自動車関連事業・いぶき会	株式会社コンノ	大船渡市
<u>陸前高田市「メモリー&コミュニティ」復興グループ</u>	石川製油	陸前高田市
陸前高田まちなか未来プロジェクトグループ（注）	みつわ飯店 等3者	陸前高田市

（注）：新分野需要開拓等を見据えた新たな取り組みを行う事業者を含むグループ

今回の第18次公募では、9グループの申請があり、その9グループ258者が認定を受けた（うち補助金交付決定23者）。

なお第1次公募から第18次公募までの採択状況は、170グループ3,013者が認定を受けている（うち補助金交付決定1,459者）。また、補助総額852億円（国568億円、県284億円）となっている。

第19次グループ補助金支援状況

本会では、東日本大震災により甚大な被害を受けた三陸沿岸地域の中小事業者等がグループ補助金の認定申請を行う際に、専門家を活用しグループ全体での復興事業計画策定に向けた支援を行う他、構成員別事業計画書等と全体計画との摺合わせ等を通じ、復興事業計画の認定・採択に向けた支援を実施している。

平成29年9月1日～10月6日を受付期間とする第19次のグループ補助金については、現在、下記のグループの計画策定支援を実施している。

釜石市：水産業者等グループ（構成員追加）

大槌町：商業・サービス業グループ（構成員追加）



被災組合等販路開拓支援事業 採択結果公表

岩手県中央会では、東日本大震災や原発事故等により大きく影響を受けた県内の中小企業組合及び組合員企業が、さらに復興を進めていくにあたり、新たな取引先や販路を開拓するための展示会等への出展活動や需要喚起を図る取組等に対して支援する事業を実施。今年度は平成 29 年 6 月 16 日から平成 29 年 7 月 14 日にかけて募集を行い、公募の結果、下記の 7 事業者が採択された。

採択組合・事業者名	事業テーマ
ドンと市かわさき協同組合	産直「ふれあいドンと館」の風評被害払拭事業
岩手県菓子工業組合	岩手県内で開催される各種スイーツイベントへの積極的出展による消費拡大
協同組合北上エルピーガスセンター	LP ガス・石油製品の普及促進及び利用拡大事業
協同組合矢巾商業開発	販路拡大に向けた、ホームページ作成事業
山田町特産品販売協同組合	山田町の特産林産物（茸類）等の販路拡大に向けた首都圏での物産展出展事業
浄法寺漆器工芸企業組合	販路拡大に向けた日本橋高島屋民藝展への出展
有限会社 早野商店	三陸産牡蠣の佃煮や、昆布巻等の販路開拓、拡大に向け商談会出展と首都圏を中心とした営業

取引力強化推進事業 採択結果公表

岩手県中央会では、昨年度より、取引力強化推進事業として、中小企業者・小規模事業者の取引力強化を図るために組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取組みに対して支援を行う事業を実施。

今年度は平成 29 年 6 月 16 日から平成 29 年 7 月 14 日にかけて募集を行い、公募の結果、下記の 3 組合が採択された。

採択組合名	事業テーマ
協同組合八幡平サービス店会	新ポイントカードへの切り替えに伴う告知業務
胆江地区タクシー業協同組合	「奥州プレミアムタクシー」乗車拡大事業
両磐一関トラック事業協同組合	ホームページのリニューアルに伴う組合員の PR 事業の活性化

「平成 29 年度 官公需契約の基本方針」の概要

7 月 25 日（火）、「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（官公需契約の基本方針）」が閣議決定された。国は毎年度、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）」に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針を策定している。

1. 中小企業・小規模事業者向けの契約実績及び目標

下表に示す通り、今年後における官公需総額 6 兆 9,347 億円のうち、中小企業・小規模事業者向け契約目標額を 3 兆 8,185 億円、契約目標比率を 55.1%とした。また、官公需総額に占める新規中小企業者向け契約の割合を、平成 29 年度までの 3 年間で、平成 26 年度対比で倍増する目標の達成に向けて、引き続き取り組んでいくこととした。

中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成 28 年度実績	平成 29 年度目標
官公需総額	7 兆 4,196 億円	6 兆 9,347 億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3 兆 8,565 億円	3 兆 8,185 億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.8%	55.1%

2. 平成 29 年度に新たに講じられた主な措置（一部記載）

(1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

人件費比率の高い役務契約において、部分払いを導入することにより資金繰りの厳しい中小企業・小規模事業者の健全な事業運営・人材確保を図る。

(2) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）において、年度途中の最低賃金額改定時に契約金額の見直しを検討することにより、官公需において最低賃金額の遵守に努める。

「平成 29 年度基本方針における中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮について」（一部抜粋） （中小石油販売業者に対する配慮について）

本基本方針では、災害時だけでなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、平成 27 年度から「中小石油販売業者に対する配慮」に関する事項を盛り込んでおり、国の機関や地方自治体に対して、石油組合との災害時燃料供給協定を締結している場合には、平時からの分離・分割発注、随意契約等の配慮について記載している。

なお、平成 29 年 5 月時点において、全国 526 の自治体が石油組合と協定を締結している。

<全国における取組事例>

事例1 九州地方整備局

河川事務所で使用するガソリン等の単価契約、災害対応に必要なポンプに使用する燃料（重油）について、官公需適格組合である佐賀県石油協同組合を契約の相手方とする随意契約を結んだ。

事例2 神奈川県

平成 28 年度、各警察署の個別契約から、災害時の燃料供給協定を要件に、神奈川県石油協同組合と事前公募方式により警察本部及び警察署の車両を一括して年間契約とした。契約事務等の業務軽減が図られるとともに、資源エネルギー庁の市況調査価格に連動して契約単価を変更できるようになった。

※WTO 協定は事業協同組合等との調達契約については適用対象外。



官公需発注には「官公需適格組合」の積極的活用を！

「平成 29 年度中小企業者に関する国等の契約の方針（官公需契約の方針）」には、組合の活用に関する基本的な事項として、事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大について、「国等は、中小企業協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。」と明記されています。

「官公需適格組合」とは、「官公需」を受注するのに、国が策定した「適格組合証明基準」を満たし、受注体制が「適格」に整備されていると中小企業庁が認めた「組合」です。即ち、「官公需適格組合」＝受注した契約内容を確実に履行できる経営基盤と発注機関の信頼に応えるだけの責任・受注体制が確立している組合と言えます。

本県には以下の名簿の通り、19 の官公需適格組合が県内各地で官公需等の受注活動を展開しております。

つきましては、国の関係機関及び地方公共団体の物品・役務等官公需発注について、官公需適格組合制度への更なるご理解と本県の官公需適格組合のご活用にご配慮を賜りますようお願い致します。

(平成 29 年 9 月 1 日現在)

岩手県官公需適格組合名簿

区分	組 合 名	所在地	電 話	組合員数	主 な 受 注 品 目
物 品	岩手県畳企業組合	盛岡市	019-639-0666	9	畳表等材料、畳製品各種
	岩手県石油商業(協)	盛岡市	019-622-9528	362	ガソリン、軽油、灯油、A 重油、潤滑油
	岩手県生コンクリート(協)	盛岡市	019-652-1166	11	生コンクリート
	岩手県南生コン業(協)	奥州市	0197-23-5164	11	生コンクリート
	岩手県沿岸生コンクリート(協)	釜石市	0193-23-5640	10	生コンクリート
	岩手県北生コンクリート(協)	二戸市	0195-23-6131	3	生コンクリート
	岩手県久慈地区生コンクリート(協)	久慈市	0194-52-2480	4	生コンクリート
	岩手県気仙生コンクリート(協)	大船渡市	0192-27-4191	4	生コンクリート
	岩手県液化ガス事業(協)	盛岡市	019-606-3200	89	液化石油ガス、ガス器具
役 務	岩手県ビル管理事業(協)	盛岡市	019-621-5155	26	建物清掃、貯水槽清掃、警備、設備運転管理
	久慈自動車整備(協業)	久慈市	0194-55-2131	6	車検、定期点検整備、钣金塗装
	花巻自動車整備(協業)	花巻市	0198-24-4200	5	自動車車検整備、定期点検、钣金塗装、使用済自動車の引取
	東磐井中央自動車(協業)	一関町	0191-52-3460	5	道路運送車輛法に基づく車検、整備
	両磐一関トラック事業(協)	一関市	0191-23-7758	23	一般貨物運送、軽油等の共同購買、ETC 共同清算
	盛岡市上下水道工事業(協)	盛岡市	019-651-2755	45	水道及び下水道の維持管理業務、水道メータ一検定満期交換業務等
	江刺上下水道工事業(協)	奥州市	0197-35-6110	16	上下水道の施設維持管理、機械設備保守点検
	一関市水道工事業(協)	一関市	0191-21-0739	20	水道の開閉栓業務、メータ一検針業務、メータ一交換業務、維持管理業務等
	北上市水道工事業(協)	北上市	0197-77-4922	25	水道施設維持管理業務、水道メータ一検定満期交換業務
工 事	岩手県総合建設業(協)	盛岡市	019-648-1911	19	新築・外壁改修・リフォーム工事及び土木工事等の建設工事全般



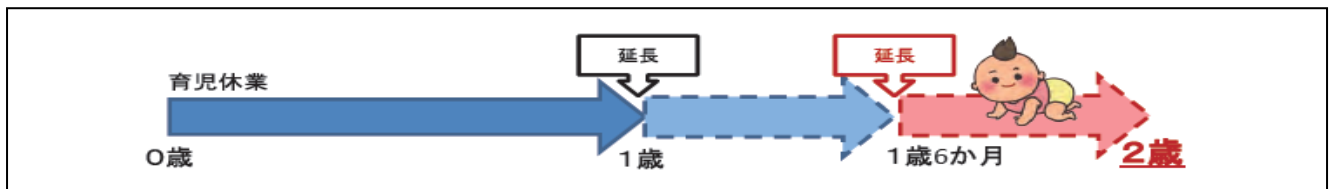
平成 29 年 10 月 1 日 改正育児・介護休業法が施行

今回の改正は、保育所などに入所できず退職を余儀なくされる事態を防ぎ、さらに育児をしながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい就業環境の整備等をさらに進めていくためのものです。

この改正により、保育所等に入れない場合、最長2歳まで育児休業の再延長が可能になり、法律で定める制度はさらに充実したものとなります。また、子どもが生まれる予定の方等に育児休業等の制度等をお知らせすることや未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることが新たに事業主の努力義務として創設されます。仕事と家庭の両立しやすい職場づくりは、企業にとっても優秀な人材の確保・育成・定着につながるなどのメリットがあります。職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いいたします。

改正内容 1 最長 2 歳まで育児休業の再延長が可能に

- ◇ 子が1歳6か月に達する時点で、次のいずれにも該当する場合には、子が1歳6か月に達する日の翌日から子が2歳に達する日までの期間について、事業主に申出ることにより、育児休業をすることができます。
- ① 育児休業に係る子が1歳6か月に達する日において、労働者本人または配偶者が育児休業をしている場合
 - ② 保育所に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合



(規定例) 次のいずれにも該当する従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について、育児休業をすることができます。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月誕生日応当日とする。

- (1) 従業員又は配偶者がこの1歳6か月の誕生日応当日の前日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事情があること
 - (ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であったものが死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

改正内容 2 子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などをお知らせ

- ◇ 事業主は、労働者もしくはその配偶者が妊娠・出産したことを知ったとき、または、労働者が対象家族を介護していることを知ったときに、関連する制度について個別に制度を周知するための措置を講ずるよう努力しなければなりません。
- ◇ 個別に制度を周知するための措置は、労働者のプライバシーを保護する観点から、労働者が自発的に知らせることを前提としたものである必要があります。そのためには、労働者が自発的に知らせやすい職場環境が重要であり、相談窓口を設置する等の育児休業等に関するハラスメントの防止措置を事業主が講じている必要があります。
- ◇ 労働者に両立支援制度を周知する際には、労働者が計画的に育児休業を取得できるよう、あわせて、次の制度を周知することが望ましいものです。
- ・ 育児・介護休業法第5条第2項の規定による育児休業の再取得の特例（パパ休暇）
 - ・ その他の両立支援制度

(規定例) 会社は、育児休業又は介護休業等の取得を希望する従業員に対して、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、従業員やその配偶者が妊娠・出産したことや従業員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その従業員に個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス及びその他の両立支援制度など）の周知を実施する。

改正内容3 育児目的休暇の導入促進

- ◇ 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けるよう努力しなければなりません。
- ◇ 「育児に関する目的で利用できる休暇制度」とは、いわゆる配偶者出産休暇や、入園式、卒園式などの行事参加も含めた育児にも利用できる多目的休暇などが考えられますが、いわゆる失効年次有給休暇の積み立てによる休暇制度の一環として「育児に関する目的で利用できる休暇」を措置することも含まれます。

(規定例)

- 1 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、養育のために就業規則第〇条に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき〇日、2人以上の場合は1年間につき〇日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- 2 取得しようとする者は、原則として、育児目的休暇申出書を事前に人事部労務課に申出るものとする。

<詳細は厚生労働省の下記HPをご参照下さい>

○厚生労働省子ども・子育て育児・介護休業法 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

○お問合せ先：岩手労働局雇用環境・均等室 TEL019-604-3010

平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

留意点1 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆様は特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

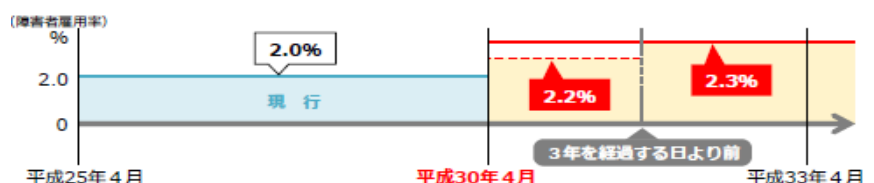
留意点2 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶平成30年4月から3年を経過する日より前^{*}に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。

(国等の機関も同様に0.1%引上げになります。)

※具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。





必ずチェックしましょう！

岩手県の最低賃金が改定されます（岩手労働局）

岩手県の最低賃金は平成 29 年 10 月 1 日（日）から 738 円に改定されます。

（平成 29 年 9 月 1 日官報公示）

【岩手県の最低賃金】

1 時間 738 円（平成 29 年 10 月 1 日（日）改定発効）

【※現行 716 円 → 改定後 738 円（22 円引上げ）】

【適用の対象となる労働者】

全ての事業主は、雇用するすべての労働者に、最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

「雇用するすべての労働者」とは、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、県内の事業場で雇用するすべての労働者です。

【対象となる賃金】

通常の労働時間、労働日に対して支払われた賃金に限ります。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与は含まれません。

●詳細は、岩手労働局労働基準部賃金室へお問い合わせください。TEL：019 - 604 - 3008

全国地域別最低賃金一覧については、厚生労働省ホームページ《<http://www.mhlw.go.jp>》をご参照下さい。

労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で（岩手労働局）

電子政府の総合窓口「e-Gov（イーガブ）」では、インターネットを経由していつでも労働保険の申請や届け出ができます。

いつでもどこでも手続可能！

労働局や労働基準監督署の窓口に出向く必要はありません。

窓口での待ち時間がなく、自宅やオフィスにしながら申請や届け出ができます。

窓口の開設時間にとらわれず、24 時間 365 日、いつでも手続が可能です。

簡単・スピーディに申請！

大量の申請書類への記入も、電子申請ならデータでスピーディに処理できます。

前年度の申請情報を取り込めるので、一度電子申請を行えば、次年度からは変更と修正だけ！

入力チェック機能や計算機能があるので、記入漏れや記入ミスを防げます。

ムダな時間やコストも削減！

申請・届出用紙の入手は不要！申請内容によっては複数の手続をまとめて申請できるので、書類申請のための移動費・手数料・人件費などのコストを削減できます。

マイナンバーカードを使うと、電子証明書の取得費用はかかりません。（IC カードリーダーは別途必要です。）

○電子申請の事前準備も e-Gov ウェブサイト上で行えます。《<http://www.e-gov.go.jp>》



『事前準備ガイドBOOK』などの 各種マニュアルもご用意しています。

<http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

出典：e-Govウェブサイト(<http://www.e-gov.go.jp>)

OracleとJavaは、Oracle Corporation およびその子会社、関連会社の米国およびその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。



●電子政府の総合窓口「e-Gov」に関するお問い合わせ先：

電子政府利用支援センター

【電話番号】 050-3786-2225 (050 ビジネスダイヤル)

017-771-9008 (050 ビジネスダイヤルがご利用になれない場合) ※通常通話料金がかかります。

■受付時間 <4月～7月> 平日 午前9時～午後7時 土日祝日 午前9時～午後5時
<8月～3月> 平日・土日祝日 午前9時～午後5時

【FAX 番号】 050-3786-2226 (050 ビジネスダイヤル)

017-771-9009 (050 ビジネスダイヤルがご利用になれない場合) ※通常通話料金がかかります。

事業主・労働保険事務組合の皆さまへ

労働保険料は口座振替が便利です！(岩手労働局)

労働保険料および一般拠出金の納付には、口座振替が利用できます。

「口座振替による納付」のメリット

①保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます。

②納付の“忘れ”や“遅れ”がなくなるため、延滞金を課される心配がありません。

※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。

※每期引き落とし前後には、引き落とし内容や結果をハガキでお知らせします。

③手数料はかかりません。

④右記の通り、保険料の引き落としに

最大約2カ月ゆとりができます。

保険料を延納(分割納付)している場合には、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日(※)	1月31日(※)
	↓	↓	↓
口座振替による納付日(引き落とし日)	9月6日	11月14日	2月14日
	⇓	⇓	⇓
ゆとり日数	58日	14日	14日

※労働保険事務組合については、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

申込手続の手順

口座振替の申込みは以下の簡単な手続だけでできます。

①申込用紙を入手 申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 厚生労働省ホームページからダウンロード

検索

厚生労働省 労働保険 口座振替

②金融機関の窓口へ提出

※対象の金融機関や各期の申込締切日および口座振替日については、厚生労働省ホームページ(上記)でご確認ください。

●本件に関する詳しい内容やご不明な点のお問い合わせ先：

岩手労働局 総務部労働保険徴収室 (TEL：019-604-3003) または最寄りの労働基準監督署

※最寄りの労働基準監督署については、以下のホームページにてご確認ください。

岩手労働局 HP 内 労働基準監督署 一覧 《<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/kantoku.html>》

いわてキラリ企業合同就職説明会を開催

いわてキラリ企業合同就職フェア（就職説明会）を8月8日（火）にホテル東日本にて開催し、県内中小企業等52社が出展、学生等を中心とした若者及び一般求職者63名の参加を得た。

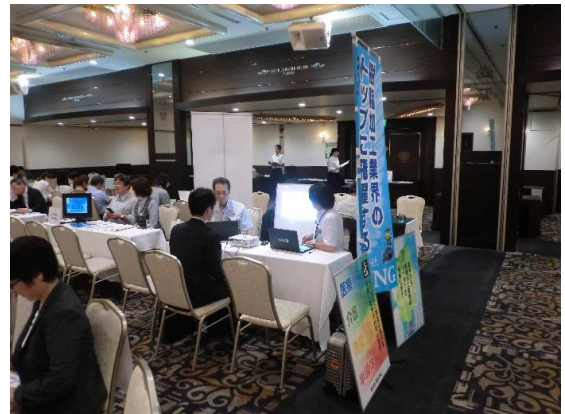
2018卒対象の採用活動は、就職解禁日は昨年同様3月1日、選考開始日は6月1日と昨年と同様の採用スケジュールで就職活動が進む中、大手企業を中心に昨年度以上の採用需要が高まりを見せ、こうした雇用環境の影響を反映し、ここ数年のピーク時に比べ、求職者の来場者数は、3分の1から5分の1程度まで低下するなど、県内中小企業の人材確保がより一層厳しい状況となった。

本会では、合同就職説明会以外にも求人情報を専用サイト「いわて就職ナビサイト <https://www.iwate-job-matching.jp/>」を運用しています。イベント終了後も求職者からのエントリーが漸続的に入ってきていますので、インターネットを活用した中央会WEB求人サイト（無料職業紹介事業）をご活用下さい。

求人のお問い合わせは、企画振興部まで。



○就職説明会の様子



○各企業は思い思いの趣向を凝らしてPR

多様な人材確保・採用対策・定着向上セミナーを開催

8月24日（木）に理論と実務の融合をテーマに「第3回多様な人材確保・採用対策・定着向上セミナー」を盛岡駅西口マリオスにて開催した。

本セミナーは、全3回シリーズで、メイン講師に東北各地で人事コンサルタントとして活躍しているオフィス55 代表 高木 茂 氏をお招きし、各回ごとに事例企業の採用実務者より、各企業の人材確保、育成、定着に向けた取り組みを事例発表いただき、その後、高木茂氏をコーディネーターに、事例企業の担当者と受講者との質疑応答形式のフリーディスカッションを行った。

第3回目は、株式会社ユニバース 人事教育部 箱崎 様にご登壇いただき、スーパーマーケット事業は、ほぼ年中無休でありながらも定着率は95%前後を維持しているなど、人材採用から人材育成、社員フォローに至る定着率を高めるためのきめ細かな取り組みをご紹介いただいた。



○セミナーの様子



○フリーディスカッションの様子



静岡県環境整備事業協同組合 ～災害時の衛生環境を守るための複合的な取組み～

当組合が、災害時のし尿処理・トイレ対策事業に取り組んだきっかけは、阪神・淡路大震災の現地支援を行ったことにある。静岡県の要請を受け、発災3日後に兵庫県入りし12日間、延べ272人が避難所の仮設トイレのし尿収集運搬業務に従事。街中にし尿があふれ被災者の重大な健康問題につながりかねない状況を目の当たりにし、災害時のトイレ対策は、優先課題であると認識。平成16年10月に発生した新潟県中越地震においても被災地に仮設トイレのし尿処理収集運搬の課題が顕著になる中、翌年3月に静岡県と『災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書』を締結。これまでの経験を活かし、災害発生前にできる限りの事前準備をしておくことが清掃業者の責務であると位置づけ、組合と組合員が一丸となって災害対策を推進している。

組合概要

組合名	静岡県環境整備事業協同組合	URL	—	
住所	(〒420-0044) 静岡県静岡市葵区西門町3-8 ダイセイヨウビル 402号			
電話番号	054-251-8776	FAX 番号	054-251-8801	
設立	昭和48年6月	出資金	4,340千円	
主な業種	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業	組合員	31人	

■事業活動の背景と目的

阪神・淡路大震災の復興支援のため避難所の仮設トイレのし尿収集運搬業務に従事、街中にし尿があふれ、被災者の重大な健康問題につながる状況を目の当たりにして、災害時のトイレ対策は最優先課題と痛感。平成17年3月に静岡県と災害時協定を締結。災害発生前にできる限りの準備をしておくことが清掃事業者の責務であるとして、組合と組合員が一丸となって災害対策を推進した。

■事業・活動の内容と手法

阪神・淡路大震災の被災地への支援活動の体験から、平成17年に静岡県と「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」を締結。これを契機に組合員に対して受託業務等で関係する市町との協定書締結を要請、平成17年の静岡県との締結を皮切りに、順次折衝を進め、現在では県内13市町と組合員が協定を締結するなど、災害時の支援体制の整備、拡充を図ってきた。また、平成25年に国連が世界のトイレ環境の向上と、し尿の衛生的処理を推進するため「世界トイレの日」と定めたことを契機に、平成26年度より、同日に合わせて『災害時のトイレ・し尿処理研修会』を開催し、『災害時のトイレ対策の手引き』を発行して参加者を得るなど、組合の地道な活動が広く理解されてきている。

一方、組合員と市町との災害協定の締結は進んでいるものの、組合員が自ら被災した場合における対策等については十分に検討されてこなかった。こうした課題を解決するためにはBCP策定への取組みを支援し、14組合員が策定を完了した。その他、緊急通行車両事前登録の推進、組合独自の「情報伝達システム」を使った情報伝達訓練（安否コール）を実施している。

■事業活動による成果

組合員がし尿処理業務を受託している全ての市町との協定書を締結するとした当初目標は、組合と組合員が連携した行政へのアプローチにより、11市2町との締結が完了。今年度中に1市が締結予定で残すところ1市となり、ほぼ達成しつつある。また世界トイレの日事業で開催した『災害時のトイレ・し尿処理研修会』へは、静岡県ほか16市8町から行政担当者が多数参加。災害時のし尿処理と、それを行う専門事業者の役割の重要性を再認識させる機会となっている。

(全国中央会資料収集加工事業より抜粋)

○全国中央会では共同事業の先進事例について毎年テーマを設定の上、各県中央会に候補組合の調査を依頼し、「先進組合事例抄録」として報告書をまとめると共に全国中央会のホームページにも掲載している。本事業は昭和57年度から開始され、これまで収録した組合事例は、延べ6,000組合を超えている。

「先進組合事例抄録」の内容は、「組合事例検索システム」<http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/default.aspx> で閲覧可能となっている。



認定経営革新等支援機関 情報連絡会議を開催

8月25日、ホテル東日本において当会議を開催。平成27年度補正ものづくり補助金において、事業者の申請に関与した認定経営革新等支援機関(※)の実務担当者を集め、補助事業終了後の事業化に対する着実な支援を行うため、現状の情報共有を図るとともに、今後の事業者支援の充実に向けた協議を行った。会議では、地域・業界における現状及び課題等について様々な意見が寄せられた。

また、協議の前に認定支援機関の役割について、東北経産局地域経済部産業技術課課長補佐 茂木氏より説明があり、「平成24年度補正ものづくり補助金では、事業化率1年後25%、2年後は37%とまだまだ伸びしろがあるので、支援機関によるフォローアップが肝要」とのコメントがあった。続いて、全国中小企業団体中央会より、認定支援機関及び補助金活用事業者に対するアンケート結果について説明があり、「認定支援機関が支援に当たって直面した課題として、機械装置等の知識不足、市場性・需要予測が困難」であったこと、他方で事業者からは「取り組む際の事業計画内容・目標設定が不明瞭だった」という回答が紹介された。

岩手県よろず支援拠点チーフコーディネーター 星野氏からは、「事業実施後のフォローが大切だが、事業者からその後の報告がほとんどない。こちらから積極的に働きかけることも検討している」「既に県内ほとんどの金融機関とは連携する仕組みが整っているので、他機関とも協力していければ」と、事業者支援の充実化策及び支援機関同士の連携について言及があった。

(※) 認定経営革新等支援機関：中小企業・小規模事業者の多様化・複雑化する経営課題に対して、事業計画策定等の支援業務を一定年数経験がある機関で、国が認めたもの。



会議の様子

組合実施事業紹介

中央会では、組合事業及び組合員の経営力強化・経営環境対応などのために各種支援事業を行っております。中央会事業を利用した会員組合によるセミナー等の取組みをご紹介します。

組合等による講習会・セミナー等の開催の他、専門家等を利用した課題解決の取組み等についてご検討の場合は本会までご相談下さい。

◇ 岩手県電機商業組合青年部 「ランチェスター経営戦略を学ぶ」

岩手県電機商業組合青年部は、福岡県福岡市で中小企業向け経営コンサルティングを行う山内修氏を講師に招き、講習会を開催した。

ランチェスター経営戦略とは、1914年頃にイギリスのF・ランチェスターがピタゴラスの定理にヒントを得て軍事戦略としては発表したもの。日本では「経営戦略」として取り入れられている。

本セミナーでは以下の4つのポイントを中心に解説が行われた。①ランチェスター経営戦略に基づき、まちのでんき屋は「弱者の戦略」をとる②粗利を生み出すことに7割、販管費削減は3割の力をかける③地域、客層、新規営業、顧客維持、組織、資金、時間、売上、利益の各計画を立てる④従業員20人以下は「3ヵ月実行計画」を立てる。以上を踏まえ、年4回の「3ヵ月計画」を実行し、振り返りを行うことで自社のファンが増え、企業として生き残る力をつけていくことができる。

当組合では、今年度内に同講師によるセミナーを開催予定。今回のセミナー内容を踏まえ、「3ヵ月計画」の計画作成、実行、振り返りを中心に行うもの。

◇ 二戸電気工事業(協) 「第1種電気工事士資格者養成研修会」の開催

二戸電気工事業(協)では、組合員が専門工事業者ならではの高い専門性ときめ細かなサービスの提供で差別化を図るべく、組合員従業員を対象とした第1種電気工事士の資格者養成研修会を開催した。

地元工業高校で長年電気工事資格者の養成と試験対策に当たってきた上平久人氏を講師に8月31日に行われた研修会では、電気に関わる専門的知識、必要法令の学習等を中心に行われ、参加者は熱心に受講していた。



講習会の様子



講習会の様子



協同組合江釣子ショッピングセンター

「買い物弱者の新たな交通手段検討始める」

協同組合江釣子ショッピングセンター(高橋祥元理事長)は、地域の高齢者ら買い物困難者のための新しい交通システムの導入の検討をはじめた。現在の無料ショッピングバスは利用者の減少が続き、路線外の地区から交通手段の確保を求める声も上がる。バス以外の形も含めて地域のニーズに合う形を探り、来年度の移行を目指す。

当組合では「地域買い物交通支援事業委員会」を設置。委員は組合理事と岩手県立大学総合政策学部の宇佐美講師で構成され、同大学の学生も調査、研究に携わる。

高齢化率の高い地域の交通の在り方についてマーケティングやニーズ調査、県外の公共交通先進地への視察などを予定。従来の路線バスの他、希望に応じて車両を運行するデマンド方式も検討課題とし、望ましい交通システムを探る。



PAL 外観

盛岡駅前商店街振興組合

「盛岡駅前開運！花火ビッグフラワーオンウェンズデイ開幕」

盛岡駅前商店街振興組合(石田和徳理事長)が6月から水曜日に実施していた花火「盛岡駅前開運！花火ビッグフラワーオンウェンズデイ」が8月30日で終了した。今年3月、経済産業省の「はばたく商店街30選」に選出されたことを祝して計7回実施した。最終日は、盛岡の新たな風物詩になるようお願い約150発を打ち上げ、夏の終わりを迎える盛岡の夜空を花火で飾った。

本イベントは、「はばたく商店街30選」の選定を契機に、当組合の頑張りを伝え、さらににぎわい生み出そうと組合員による出資で実現した。はじめての取り組みだったが、周囲の反響が大きく、来年の開催も前向きに検討している。



イベント開催で使用されたパンフレット

従業員の健康づくりをサポート

健康経営支援プログラム

～従業員が心身ともに元気に働ける企業に～

(盛岡商工会議所)

従業員の健康を資源と捉え、健康増進に取り組む「健康経営」を進める企業の悩みに応えようと、盛岡商工会議所などは地域共通ポイント「MORIO-J」を活用した支援プログラムの提供を8月1日から開始した。

MORIO-Jは1ポイントを1円として、加盟店で利用できる。プログラムでは、健康活動を従業員が行うと、活動内容に応じて地域ポイントを企業が発行する仕組み。従業員の活動継続の意欲を盛り上げるとともに、企業にとっては、生産性の向上や医療費の節減などが見込まれ、発行されたポイントを使うことで地域経済の活性化も期待できる。

ポイントの付与対象は、歩数に応じた「ウォーキングポイント」、健康診断などで計測した体脂肪率の改善率に応じた「脂肪買い取りポイント」、運動を継続した期間に応じた「運動継続ポイント」などを想定。ポイントの発行ルールは企業が自由に決められる。スマートフォンのアプリなどで活動量を計測し、企業が管理画面で活動量に応じてポイントを発行する。

初期費用は無料、企業の負担は1ポイント発行につき1.5円(税込み)と手頃な料金体系になっている。例えば、従業員30人の企業で、ウォーキングを月間10万歩達成した人に300ポイント付与する場合、毎月の料金は30人達成で13,500円となる。ポイント獲得の上限や対象年齢制限を設けることもできる。詳しくは下記お問い合わせ先まで。

■お問い合わせ先…電話番号 019-621-2851 FAX019-605-8889 盛岡 ValueCity(株)健康経営支援プログラム事務局



1. 全国の景況

7月は、全国的な猛暑と夏季需要が関連商材を中心に売上高を下支えしたが、他方では豪雨被害による需給不調や物流の混乱が広範に生じており、また雇用難や輸入資材のさらなる高騰等、国内外の諸要因が経営全般におけるコスト上昇に一層の拍車を掛けている。

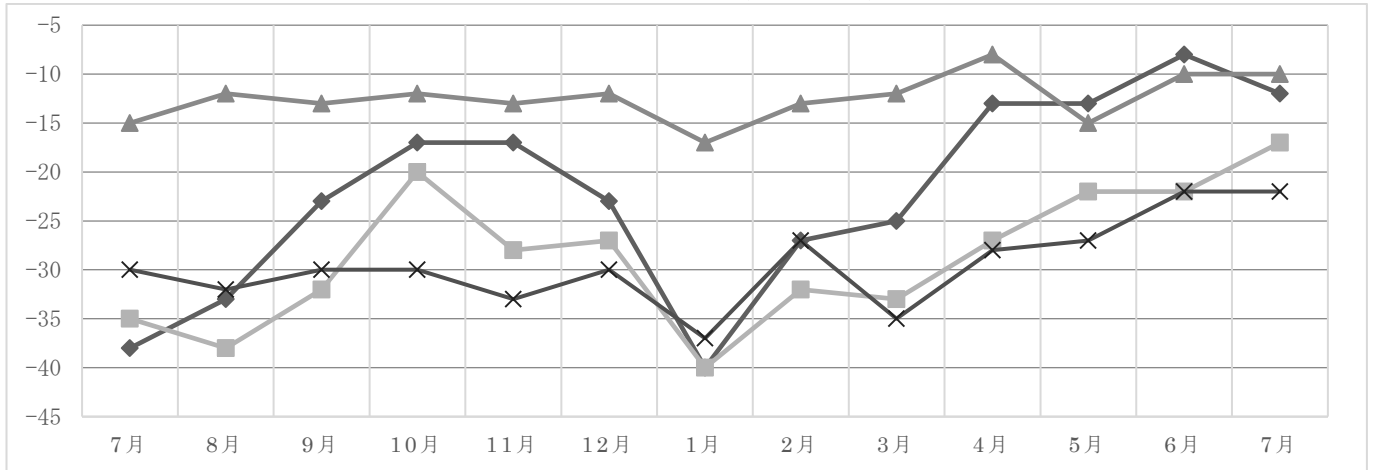
2. 景況天気図（県内）…平成29年7月と平成29年6月のDI比較

平成29年 7月分	全産業			製造業			非製造業			30以上
	7月	6月	前月比	7月	6月	前月比	7月	6月	前月比	
売上高	 △12	 △8	4P↘	 0	 5	5P↘	 △18	 △15	3P↘	△9~9
在庫数量	 △12	 △10	2P↘	 0	 0	0P→	 △24	 △19	5P↘	△10~△29
販売価格	 2	 2	0P→	 △5	 △5	0P→	 5	 5	0P→	△30~△49
取引条件	 △8	 △10	2P↗	 △5	 △5	0P→	 △10	 △12	2P↗	△50以下
収益状況	 △17	 △22	5P↗	 △5	 △5	0P→	 △23	 △31	8P↗	
資金繰り	 △10	 △10	0P→	 △10	 △10	0P→	 △10	 △10	0P→	
設備操業度	 △5	 0	5P↘	 △4	 0	4P↘	—	—	—	
雇用人員	 △8	 △7	1P↘	 0	 0	0P→	 △13	 △10	3P↘	
業界の景況	 △22	 △22	0P→	 △14	 △5	9P↘	 △26	 △31	5P↗	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成28年7月～平成29年7月DI推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



平成29年7月DI 《 ◆…売上 -12 ■…収益 -17 ▲…資金繰り -10 ×…景況 -22 》

4. 各業種の概況（県内）…平成29年7月分

◇酒類製造業

夏場のアルコール飲料商戦では、冷酒・発泡系日本酒・リキュール系日本酒など日本酒の様々な楽しみ方をPRしていく事も大切なことである。

◇めん類製造業

ギフト需要の減少が売上減少の原因。ギフト商材は単価高のため日常品の増加ではカバーに至らず厳しい状況である。

◇一般製材業

カラマツは不足のため価格は高値で推移、他の樹種は停滞傾向。また、県内の新規住宅着工戸数は引続き伸び悩んでおり、非常に厳しい状況である。

◇生コンクリート製造業

一部民需の増が見受けられる。

◇銑鉄鋳物製造業

鉄瓶等の国内売上は減少したが、鉄玉子などの鉄分補給商品は売れ行きが良かった。産業機械鋳物では、建設機械、工作機械、トラック部品関連等の生産量が徐々に上昇している。

◇金属製品製造業

工場稼働率、手持仕事量は引続き高水準で推移、各社への見積依頼も若干増加傾向。しかし、受注価格は横ばい、今後の組合員間の連携が一層重要となりそうである。

◇一般機械器具製造業

人手不足等により受注調整をしなければならず、機会の損失となっている。

◇野菜果実卸売業

7月は野菜の生育が順調で入荷量が増え単価が下落した。また果物は、スイカ等の供給不足により数量が大幅に落ち込み単価が高騰した。

◇水産物卸売業

不漁による主要魚種の入荷減、原料不足による加工部門の減少のため、取扱量及び取扱金額が減少。

◇野菜・果実小売業

前半の記録的な暑さから一変週末の悪天候と共に消費動向が一気に落ち込んだ。贈答果物関係は年々落込み傾向、家庭消費では、廃棄物処理等の煩わしさから手頃な少量カット商材等へ切り替わっている。

◇食肉小売業

豚枝肉価格が急激な高騰となり小売価格に転嫁できず、利益確保が困難となっている。特に卸売部門の多い事業者は逆ザヤとなっている。

◇各種商品小売業

海産物の値上げに伴い、お中元商戦に影響がありそうである。

◇燃料小売業

LPGガス船荷渡価格は、不需要期のピークを過ぎ上昇の傾向に転じている。小売価格への影響は、当分の間現状の価格で推移するものと見込まれる。

◇家庭用機械器具小売業

猛暑に勝る経済効果なしというところか、エアコン・冷蔵庫等の売上が増大した。

◇酒・調味料小売業

一般店は依然厳しい状況が続く、業務店も苦戦している。量販店、スーパーは好調に推移している。値上げによるビール離れは無いようである。

◇商店街（盛岡市）

慢性的な人材不足状態である。雇用の確保が困難なため、直営を維持できず賃貸する動きも出ている。

◇飲食業

土、日ごとの猛暑や豪雨によりイベントの中止などもあり、客足が伸びなかった。

◇旅館業

天候不順が続く、梅雨明けも8月にずれたこともあり、業況は好転しなかった。

◇旅行業

夏まつり関連ツアーの動きがいまひとつに加え秋シーズンの出足も鈍く今後の不安要素である。

◇建物サービス業

単発の入札の対応中であるが、予算の見直しが見られず厳しい状況である。

◇自動車整備業

車検需要に大きな変化はないが、1台当たりの売上の低下、その他整備の減少による収益の低下もあって景況感は悪い。

◇塗装工事業

受注は順調だが、官公需の減少により企業間格差が大きくなってきている。

◇土木工事業①

売上高の減少、景況の悪化が感じられ引続き受注環境は厳しい状況。また、雇用の不安が続いている。

◇土木工事業②

業界としては全国的に底を打って上昇基調であるが、当組合管内のみ1人負けた状況である。

◇倉庫業

海上コンテナの入庫がヒアリの影響で遅れていること等により収入が減少した。



『新春中央会組合トップセミナー・新春交賀会』開催のお知らせ

下記日程にて『新春中央会組合トップセミナー・新春交賀会』を開催致します。

- ◆開催日時：平成30年1月11日（木）14:00～
 - ・14:05～（仮）「こうすれば人は集まる！」…岩手労働局職業安定部（予定）
 - ・14:35～（仮）「2018 県政情報」…岩手県商工労働観光部商工企画室（予定）
 - ・15:15～（仮）「第4次産業革命の到来～AI、IoTが創る未来～」
 - …講師：エムジェイアイ(株)代表取締役社長 前田悟 氏
 - ・17:00～ 新年交賀会
 - ◆開催場所：ホテルメトロポリタン盛岡本館（〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通1-44）
 - ◆お問い合わせ：企画振興部
- ※会員の皆様には後日ご案内申し上げます。また、演題、タイムスケジュール等が変更する場合があります。ご了承ください。

- ◆新春講演 講師：前田 悟（まえだ さとる）氏 エムジェイアイ(株)代表取締役社長
15:15～ 講演テーマ：（仮）「第4次産業革命の到来～AI、IoTが創る未来～」

◆講師プロフィール

- 【出身】1951年 岡山県生まれ
- 【経歴】1979年 ソニー株式会社入社
2007年 JVC ケンウッド株式会社執行役員常務就任
2012年 エムジェイアイ株式会社設立し代表取締役社長就任



平成29年度中小企業組合士検定試験のお知らせ

全国中小企業団体中央会では、中小企業組合役職員の資質向上と組合士制度の普及を目的に、来る12月3日（日）に中小企業組合検定試験を実施します。

本試験に合格し、組合等で3年以上の実務経験を有する方は、全国中小企業団体中央会から組合運営のエキスパートである「中小企業組合士」として認定されます。

願書の受付期間が10月13日（金）までとなっていますので、受験を希望される方は本会統括管理部（019-624-1363）までお申し込みください。

- 試験科目：「組合会計」、「組合制度」、「組合運営」
- 試験日：平成29年12月3日（日）
- 受験料：5,000円（一部科目免除者は3,000円）

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌

平成29年8月分

■岩手県中央会主な実施事業等

- 8月2日 第3回ポジティブ・コミュニケーションゼミナール
- 8月7日 いわてキラリ企業合同就職フェア
いわて県北三大麺発表会
- 8月22日 中小企業憲章7周年のつどい
- 8月24日 第2回採用チャンネル別人材確保対策セミナー
- 8月25日 ものづくり補助金認定経営革新支援機関情報連絡会議

■関係機関・団体主催行事への出席等

- 8月2日 岩手県共同募金会評議員会
- 8月7日 岩手地方最低賃金審議会
- 8月8日 ふるさと発見！大交流会inIwate実行委員会

- 8月8日 岩手県消費税軽減税率制度実施協議会
- 8月9日 取引強化推進事業選考委員会
トビタテ！留学JAPAN地域人材コース壮行会
岩手県商工観光審議会
- 8月10日 事業承継ネットワーク構築事業第1回連絡会議
- 8月21日 岩手地方最低賃金審議会特別小委員会
- 8月23日 岩手地方最低賃金審議会
- 8月29日 八幡はしご酒祭り実行委員会
- 8月30日 岩手県U・Iターンフェアin秋葉原